

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要したもの(資料11)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
警察庁	都道府県警察が保有する個人情報の取扱いに関する不適切事例等について作成・取得した文書(平成15年度及び同16年度分)(2件)	H19.7.6	H20.2.21	230	答申内容の精査等、慎重な作業を行う必要があったため。
	「違法情報に関する通知について」等に関する文書(6件)	H19.10.16	H20.3.27	163	同様の不服申立が合計12件あり、関係する主管課も多数に及ぶことから関係各課との調整等、慎重な作業が必要であったことから、決定までに時間を要したため。
	インターネット・ホットラインセンターからの通知を受けた文書等について(6件)	H19.10.16	H20.3.27	163	同様の不服申立が合計12件あり、関係する主管課も多数におよぶことから関係各課との調整等、慎重な作業が必要であったことから、決定までに時間を要したため。
	高速道路における追尾式速度取締り要領について	H19.6.1	H19.9.6	97	他の情報公開案件等在处理する中、本件決定の事務処理に時間を要したため。
法務省	特定刑事施設の長が、公務所等に対し、現に収容されている受刑者に係る事項について照会等した文書等の不開示決定に関する件	H19.12.7	H20.2.12	67	他に審査継続中の不服申立案件を多数抱えていたことに加え、現処分を取り消す旨の答申を受けた裁決であり、検討に時間を要したため。
	特定刑事施設に係る被収容者身分帳簿の不開示決定に関する件	H19.12.7	H20.2.12	67	他に審査継続中の不服申立案件を多数抱えていたことに加え、現処分を取り消す旨の答申を受けた裁決であり、検討に時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「昨年福岡矯正管区に開示請求を行ったがトラブルになった。その経験に基づき事前に文書名、開示の可否、行政庁との打ち合せ、必要を感じたのでそのように実行しているが法務省関係は慣れていないためかとんでもない回答があるいは全く回答ない。従って役所のたたき台としてサンプルとして断って開示請求書に記入して問い合わせたものであり※※として受け付けたとの連絡がありその時も開示請求はしていないと断っている」旨の不服申立て(計10件)	H19.6.6	H19.8.23	78	同時期に多数の答申が重複したため。
	特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「全て関連があり法務省に開示請求している件と同一または関連があり手数料を支払っている」旨の不服申立て(計3件)	H19.6.20	H19.8.23	64	同時期に多数の答申が重複したため。
	矯正施設用電気設備工事標準図平成7年版の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.28	H19.6.20	327	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしたものの。
外務省	在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議の記録(他2件、計3件)	H19.2.6	H19.4.12	65	六者会合や日朝国交正常化のための作業部会及び総理訪韓への対応等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(特定期間)	H18.6.8	H19.6.1	358	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(特定期間)	H18.7.20	H19.6.13	328	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	日米同盟未来に関する特定文書全て	H19.7.6	H20.1.31	209	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	平成16年度(行情)答申第316号で特定された「文書2」(8件)及び「文書3」(8件)。	H19.2.26	H19.6.8	102	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しており、審査会への諮問準備等の作業を行うことにより他の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(特定期間)	H18.7.20	H19.6.6	321	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	2006年3月31日付情報公開第00730号での開示対象文書の作定にかかる決裁関連文書全て	H18.12.12	H20.3.26	470	業務繁忙期であり、また、当初予定したよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外に時間を要したため。
	特定分野の研修資料	H18.12.12	H20.3.26	470	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立てに係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	特定ファイル(イラン・イラク・イスラエル関係)にある文書全て	H19.1.30	H19.4.13	73	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
文部科学省	療育手帳(知的障害判定分)実施判定に係る文書等の一部開示決定に関する件(文書の特定)(計11件)	H19.3.30	H19.8.24	147	答申を受けてから、異議申立人より、答申について問合せや資料請求があり、その説明や資料準備に時間を要したため
厚生労働省	特定放射線障害の業務上外に関する検討結果報告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.10.11	H20.3.12	153	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行っていたため。
	特定個人に係る特定委員会議事録の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H17.1.17	H20.3.21	1159	所管業務が著しく多忙であったため。
	再審査請求に係る特定地方自治体からの送付文書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.4.14	H20.3.31	1082	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定法人に係る特定技能養成施設設置計画書の一部開示決定に対して違法であるというもの	H19.3.8	H19.6.6	90	所管業務が著しく多忙であったため。
	クッキーフォルダ等の不開示決定(不存在等)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.15	H19.12.27	287	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定学校法人が児童福祉法施行令により報告した内容が分かる文書の不開示決定(不存在)に対して文書は存在するというもの	H19.2.16	H19.6.1	105	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定医療機関に発行された労災保険指定医療機関非指定通知の指定しない理由の分かる文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.15	H19.10.16	215	答申後、裁決に向けた検討に時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)時に鉱山保安監督部が実施した石塊提の検査のボーリング試験結果を記した報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.10	H19.9.4	421	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の平成10年11月以降の石塊提に付随している張石積、鍊石積、コンクリート擁壁の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	H19.9.4	400	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の平成10年11月以降の石塊提の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	H19.9.4	400	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、中心線及び側点番号等が記載されている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断面図と平面図との関係性の正しい縦断面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、横断面図と縦断面図の整合性がとれる平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断面図と横断面図の側点位置が同地点より始まっている縦断面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、平面図と縦断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、平面図と横断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	H19.9.4	370	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の石塊堤の昭和40年9月から12月までの使用前落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.4	H19.9.4	365	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置変更認可申請書(昭和35年提出)及び施設検査証の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.19	H19.9.4	350	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設変更認可申請書(昭和40年～47年)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.2.5	H19.9.4	211	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の鉱山工事用図面・設計用図面・工事用設計明細書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.4.23	H19.9.14	144	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.4.23	H19.9.14	144	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場のコンクリート構造物等の詳細図面の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.21	H19.9.12	114	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書(取水堰堤内クラックの検査結果含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書(全法面の被覆の厚みの検束数及び検束箇所数)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の昭和27年8月～昭和29年9月までの落成検査報告書(石塊提「提体材料」の検査結果含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の昭和42年～平成10年の間における石塊提付随建造物の保安点検保安巡視の結果文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.4	H19.9.12	100	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	電気事業法による特定事業所の保安規程の一部開示決定に関する件	H19.8.30	H19.11.5	67	答申の後に生じうる影響等を慎重に検討の上、決定する必要があったため。
防衛省	防衛力の在り方検討会議の会議内容を記録した文書すべての不開示決定(不存在)に関する件	H18.12.20	H19.4.27	128	答申において特定すべきとされた行政文書の開示・不開示の判断に時間を要したため。
	「武器等の防護に関する訓令」等の一部開示決定に関する件	H19.5.25	H19.7.30	66	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。
	「武器等の防護に関する内訓の運用について」等の一部開示決定に関する件	H19.5.25	H19.7.30	66	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。
	「一般分析」(一般04-0266)等の一部開示決定に関する件	H19.8.2	H19.10.16	75	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。
	「一般分析」(一般02-1)等の一部開示決定に関する件	H19.8.2	H19.10.16	75	本事案に係る事務処理の他、所管業務が多忙であったため。